

加賀市介護人材養成支援事業補助金の概要

加賀市内の介護サービス事業所に勤務する職員へ、業務上必要な研修を受講もしくは資格を取得した職員に対しての助成や、介護職員の採用者や有資格者に対し奨励金を支給しております。

加賀市では、介護に携わりたい方など、志ある方を応援しておりますので、積極的にご活用ください。

◆制度概要

1 介護人材養成支援事業

補助の対象者

市内の介護サービス事業所に介護職員として勤務されている方又は勤務しようとする方

補助の条件

補助の対象となる経費の支払を完了しており、研修等を修了又は合格していること

補助対象の条件となる経費

補助対象経費に係る研修又は資格試験

補助の内容・補助限度額

- ・介護福祉士実務者研修：10万円まで
- ・介護職員初任者研修：5万円まで
- ・介護支援専門員（主任含む）資格取得・更新：5万円まで
- ・その他の研修・資格試験：3万円まで

3 中堅職員養成支援事業

補助の対象者

加賀市地域包括支援センターが実施する加賀市介護保険事業所中堅職員向け研修会を修了した者を雇用する法人

補助の条件

雇用する者が中堅職員向け研修会を修了していること

補助の内容

中堅職員向け研修修了者1人当たり3万円

●申請期限 令和8年3月31日(火)

(介護人材養成支援事業・中堅職員養成支援事業においては、令和7年度中に修了もしくは合格した研修等の経費が対象です。研修等を修了もしくは合格したことを証する書類が令和8年3月31日までに到達しない場合、令和8年度に申請できます。)

●お問い合わせ 加賀市市民健康部介護福祉課 TEL：0761-72-7853 Email:chouju@city.kaga.lg.jp

2 就職奨励事業

補助対象者及び補助額

①若手職員就職奨励金：10万円

市内の介護事業所に介護職員（常勤職員）として雇用された40歳未満の者

②新卒者及び有資格者奨励金：5万円（①に加算）

①該当者及び新卒者又は介護福祉士の資格を有する者

③訪問介護員就職奨励金：10万円(常勤職員) 5万円(非常勤職員) (常勤職員は①②に加算)

・①該当者及び市内の介護事業所に訪問介護員（常勤職員）として雇用された者

・市内の介護事業所に訪問介護員（非常勤職員）として雇用された者

④介護支援専門員奨励金：10万円(常勤職員) 5万円(非常勤職員)

介護支援専門員の資格を有し、市内の介護事業所に介護支援専門員として雇用された者

※①～④令和6年4月1日以後に雇用されている方が対象

※1人1回限り ただし③④は常勤・非常勤職員のいずれか1回限り

✓次のいずれにも該当する者

- ・市内に所在する介護サービス事業所に介護職として勤務したことがない者(事業廃止等による退職や市長が特別な事情があると認める者を含む)
- ・有料職業紹介事業者から紹介された職員でない者
- ・派遣労働者から介護サービス事業所に雇用を切り替えた職員でない者

交付時期

雇用開始日から12か月経過後に支給

提出書類等は加賀市ホームページに掲載されております。
補助申請の際はこちらを必ずご確認ください。

